

長野市まち・ひと・しごと創生総合戦略 令和2年4月延長版(案) 概要

令和2年2月20日 総合計画審議会

1 これまでの経過

<平成31年2月>

人口増推進本部会議において、現行の長野市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下 総合戦略)の2年延長と、次期総合戦略を長野市第5次総合計画後期基本計画に一本化を決定

<令和元年7月>

人口増推進本部会議において、延長方針を決定

- ① 国の第2期総合戦略の新たな視点を追加しつつ、現行の戦略の目標、施策分野、施策及び体系は原則継続
- ② 延長期間(2年)を考慮し、数値目標・KPIについては、達成状況を踏まえ必要に応じて見直し
- ③ 重点的に取り組む分野を、総合計画審議会で議論のうえ、改訂に反映

<令和元年7月～11月>

総合計画審議会において、施策の要求度と進捗度の切り口から、延長期間でどの部分に重点を置くか議論

2 延長版(素案)の改定ポイント

- ① 総合戦略の前提となる人口ビジョンで示す「本市が目指す将来の姿」(2060年に人口30万人確保)を維持
- ② 計画期間を令和3年度末まで2年間延長
- ③ 国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」で示された”新たな視点“から「Society5.0」、「関係人口」を追加
- ④ 延長期間における重点的な取組項目を設定
- ⑤ 取組促進のためのキャッチフレーズの設定
- ⑥ 台風災害からの復興への総合戦略の役割を記載

① 総合戦略の前提となる人口ビジョンで示す 「本市が目指す将来の姿」を維持

(1) 長野市人口ビジョン（抜粋）



- ・ 現行の総合戦略の延長版であり全面改定ではないこと
 - ・ 令和4年4月にスタートとなる第5次長野市総合計画後期基本計画及び次期総合戦略では、新たな計画・戦略となることから人口ビジョン全体の見直しが必要
- 以上のことから、人口ビジョンの現状分析部分の時点修正は行うものの、「本市が目指す将来の姿」など根幹部分は現行の戦略の内容を維持

② 計画期間を令和3年度末まで2年間延長

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合計画 基本構想 前期基本計画			→									
			→						→			
まち・ひと・しごと 創生総合戦略	→					→		→				
	→					→		→				

総合計画基本構想前期基本計画の終期は令和3年度末まで延長され、令和4年度に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」と「総合計画後期基本計画」を一本化する。

「第五次長野市総合計画前期基本計画」の終期となる令和3年度末まで計画期間を延長
 令和4年度に、「第五次長野市総合計画後期基本計画」と「長野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を一本化

③ 国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」で示された”新たな視点“から「Society5.0」、「関係人口」を追加

国の第2期「まちひとしごと創生総合戦略」での新たな視点

- ①関係人口 ②企業からの寄付金の地方創生への充当
- ③SDGs ④Society5.0の活用 ⑤NPO等の民間との協働
- ⑥女性、高齢者、障がい者、外国人など誰もが活躍できる地域社会づくり
- ⑦地域全体を俯瞰した地域経営の視点

○現行の長野市まち・ひと・しごと創生総合戦略にない視点

- ・「関係人口」
 - ・「Society5.0の活用」
-  新規追加

※ SDGsの視点については、総合計画の整理と併せて総合戦略でも今後整理していくことを想定。

④ 延長期間における重点的な取組項目を設定

延長版での目標の設定

- <目標1> 産業が芽吹き伸びゆく、「しごとづくり」と「ひとづくり」の実現
～ しごとの創出と確保 ～
- <目標2> 魅力を高め、ひとを惹きつける、ふるさと「ながの」の実現
～ 移住・定住・交流の促進 ～
- <目標3> 「ながの」で結ばれ、はぐくみ、育つ、若い世代の想いの実現
～ 少子化対策・子育て支援 ～
- <目標4> あふれる「宝」を活かし、安心して住み続けたいまちの実現
～ 住みやすい地域づくり ～
- <目標5> 自治体間連携で輝く県都「ながの」の実現
～ 広域市町村連携 ～

【延長期間の重点的な取組】

- 若者の定住・雇用の確保に取り組みます。
- 子どもたちの地域愛着の醸成に取り組みます

引き続き5つを目標を設定し、この中でも、進学や就職を機に県外へ転出した若者が地域に戻り活躍できる環境を整えるために、延長期間における重点的な取組を定め、目標ごとに設定する数値目標の達成を目指す。

⑤ 取組促進のためのキャッチフレーズの設定

キャッチフレーズ

～ まちもひとつも「ちょうどいい」～

次世代が希望を持ち、誰もがいきいきと暮らし続けられるまち「ながの」

- 延長期間における施策を市民の参画と協働による「オールながの」体制で進めるうえでも、積極的な情報発信が必要
- 本市の都市像や展開する施策を市内外の人々にイメージしやすいようキャッチフレーズを設定

⑥ 台風災害からの復興計画と総合戦略の関係を記載

長野市は、令和元年10月の台風第19号災害により市内の広い地域に甚大な被害が生じました。この災害により被災された皆様が一日も早く落ち着いた生活を取り戻し、安心して暮らしていけるよう、将来にわたって安全・安心なまちづくりを進めるとともに、地域経済の力を高め、本市の活力と賑わいを取り戻し、持続可能なまちづくりに取り組んでいく必要があります。

このため、市民・地域・行政が自然災害の脅威についての認識を共有した上で、復興に向けた基本方針を定め、今後取り組むべき主要な施策を体系的にまとめ、具体的な取組や事業期間を示すものとして、復興への道筋となる長野市災害復興計画を策定し、「安全・安心の再生」、「生業の再生」、「賑わいの再生」の3つの再生を基本方針とし復旧・復興に取り組めます。

また、総合戦略では延長期間における重点的な取組みをはじめ、各目標の達成に向けた取組みにより、復興を後押しします。